

○静岡大学研究設備統括本部会議規則

(令和4年11月16日規則第16号)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学研究設備統括本部規則（以下「本部規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、静岡大学研究設備統括本部会議（以下「本部会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 本部会議は、本部規則第3条第1項各号に掲げる業務の遂行並びに本部規則第4条第1項に掲げる学内共同教育研究施設（以下「センター」という。）の管理及び運営を行うため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究設備統括本部（以下「本部」という。）の管理・運営方針に関する事。
- (2) 研究設備・機器の共用システムの構築・推進に関する施策に関する事。
- (3) 設備マスタープランの企画立案に関する事。
- (4) 本部の業務計画、業務実績等に関する事。
- (5) センターの管理・運営の基本方針に関する事。
- (6) センターの教員の人事に関する事。
- (7) センターの予算及び決算に関する事。
- (8) その他本部の業務の遂行に関し、本部会議が必要と認めた事。

(組織)

第3条 本部会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究設備統括本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 研究設備統括本部副本部長
- (3) 静岡共同利用機器センター長及び副センター長
- (4) 浜松共同利用機器センター長及び副センター長
- (5) イノベーション社会連携推進機構副機構長
- (6) 電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所から選出された教員 各1人
- (7) 研究戦略室から選出されたリサーチ・アドミニストレーター 1人
- (8) 財務施設部長
- (9) 学術情報部長
- (10) 技術部次長
- (11) その他本部長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第6号及び7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第11号の委員の任期は、本部会議が定める。

(議長)

第5条 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

2 議長は、本部会議を招集し、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 本部会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 第2条第6号の人事案件については、出席者の4分の3以上をもって決するものとする。

(特定事項の付託)

第7条 本部会議は、第2条各号に掲げる事項のうち特定の事項について、必要に応じて、本部を構成する組織に、検討を付託することができる。

2 本部を構成する組織への付託に関し必要な事項は、本部会議が別に定める。

(専門委員会の設置)

第8条 本部会議に、特定の事項の検討をさせるため、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、本部会議が別に定める。

(事務)

第9条 本部会議の事務は、学術情報部研究協力課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部会議が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。